

# 人権法の歴史と展開

松 井 志菜子\*

History of Human Rights Laws

Shinako MATSUI\*

Key words : 人権法の歴史、各国の憲法、人権法の国際化

## 1 はじめに

世界の各地域、各国はそれぞれの憲法を持つ。

国家の基礎法であるわが国の憲法は個人の尊重を具体化した人権規範である。そして統治機構の役割は基本的人権を如何に守り実現するかにある。

憲法はどのような歴史を持つのか。影響を受けた欧米諸国の人権思想の流れ、憲法制定の流れを見ていこう。

この論文では大きく大陸法系諸国と英米法系諸国との2つに分け、人権の歴史をヨーロッパとアメリカ合衆国の憲法を対比しながら眺めていく。英米法系諸国としてイギリスとアメリカ合衆国を、大陸法系諸国としてフランスとドイツを検証した。

## 2 イギリス

### 2.1 マグナ・カルタ (Magna Charta)

イギリスの人権保障は1215年のマグナ・カルタ (Magna Charta) に遡る。マグナ・カルタは、当時の国王ジョン (John 1199 - 1216年) がバロン (直接受封者、国王の直臣) や Letters patent (開封勅許)<sup>1)</sup> によって創設した貴族 (baron 男爵) に、またこの様な封建貴族を支持する市民に対し与えた特許状 (charter) である。その後、国王ジョンの頻繁な封建契約違反と専横に反対するバロン達が国王に契約遵守を承認させるために役立った。主権者といえども法に従わなければならないとするゲルマニア法の思想を強化した。マグナ・カルタは、国

---

原稿受付：平成16年5月13日

\*長岡技術科学大学経営情報系

王ヘンリ6世の時代までに撤回や修正などの遍歴を繰り返す。

マグナ・カルタがイギリス人の自由憲章の意味合いを含むようになるのは国王ジェームズ1世(1603 - 1625年)の時代である。Common-law court(コモン・ロウ裁判所)と大法官裁判所(Court of Chancery)との優位に関する争いがあった。コモン・ロウ支持者のSir Edward Coke(1552 - 1634年)と、Sir Francis Bacon(1561 - 1626年)の確執は激しく、大法官 Lord Ellesmere(1540? - 1617年)は1616年に国王の裁定を求めた経緯がある。

その後、Sir Edward Cokeはコモン・ロウの優位、人民の自由の擁護に努めた。Sir Edward Cokeはマグナ・カルタに、代表なければ課税なし、抵抗権の保障、既得権の尊重などの理念の基礎を求めた。マグナ・カルタが近代的人権宣言、イギリス国民の権利主張の根拠と言われる所以である。Sir Edward Cokeは近代イギリス憲法の理念の一つとなる権利請願(Petition of Right 1628年)の起草者となった。引き続き、人身保護法(Habeas Corpus Act 1679年)、権利宣言(Declaration of Rights 1689年)の内容を盛り込んだ権利章典(Bill of Rights 1689年)と共に、人権保障の古典として人権思想の展開に大きな影響を及ぼすことになる。共和政治の時代(Commonwealth, 1649 - 1960年)には国王の専制の道具となり下がった大法官裁判所(Court of Chancery)は廃止されようとした。共和政府には Oliver Cromwell(1599 - 1658年)などの清教徒が多く、権力者の裁量的な判断の占める割合の多いエクイティ(equity)を排斥しようとした。しかし1660年に王政復古があり大法官裁判所(Court of Chancery)は存続した。1850年代からはコモン・ロウ裁判所と大法官裁判所(Court of Chancery)とは徐々に統合に向けた立法がなされ、1857年に統合し、一つの最高司法裁判所(Supreme Court of Judicature)を設置した。最高司法裁判所(Supreme Court of Judicature)は控訴院(Court of Appeal)と高等法院(High Court of Justice)に分かれた。

(1) 土地や新規発明や発見の排他的享有の権利を付与または権限授与のために、国王から自然人や法人に出した文書である。開封(patent)し、第三者から容易に確認できる。

## 2.2 自然権

さて人は生まれながらにして自由、平等であり、生来の権利(自然権と呼ばれる。生命、自由、財産など)を持つ。この近代自然法の考え方、自然権の思想は、人々に人としての尊厳や価値を教え、精神の開放を齎した。啓蒙思想家や哲学者、宗教革命などの影響が大きい。その後、宗教革命は信教の自由の獲得に向け、更に精神の自由へと大きなうねりとなり動き出す。1651年ホブス

(Thomas Hobbes 1588 - 1679年)は「リバイアサン (Leviathan)」を著した。人は利己的存在であり衝突や争いを絶え間なく起こす。従って人が本来有する自然権を絶対的な権力者に委ね服従する必要があると説いた。ホブズの考え方は、しかし時の権力者擁護のため、また革命権否定のために使われた。

## 2.3 国会

ノルマン王朝時代の国王評議会 (Curia Regis, King's Council) は封建領主、貴族、司教など国王の側近や宮廷の役人が集う会議体であり、司法的色彩の濃いものであった。次第に国王は金銭収入のため多くの自治都市代表者にも出席を求めた。国民の代表である庶民院は立法形式による不満への救済を実現した。国王は貴族の同意による立法により臣民に対して権利と自由を与え、庶民院は国王に金銭を与えた。国会 (Parliament) の誕生である。国会は主権を有する唯一の立法府 (legislature) であることが次第に確立していった。

## 2.4 権利章典 (Bill of Rights 1689)

イギリスでは1688年から1689年に Glorious Revolution (名譽革命、光榮革命) が起こる。国王は亡命し不在であった<sup>(2)</sup>。イギリス人が古来から有する権利と議会の主張する権利を列挙した権利宣言 (Declaration of Rights 1689年) の承認を条件に、オレンジ公ウィリアム (William 1689 - 1702年) とその妃メアリ (Mary 1689 - 1694年) はイギリスの共同君主となった。これによりイギリスの国王はイングランドにおける立法権を失い、立法権は国会に移った。権利宣言は1689年12月16日に立法化した。権利章典 (Bill of Rights 1689年) である。権利章典は臣民の権利および自由を宣言し、王位継承を定める法律である。国会は最終決定権を確立した。

(2) 1689年2月に、国会を召集する国王ジェームズ2世が、フランスへ亡命後であったため、Convention Parliamentが開かれた。

## 2.5 枢密院 (Privy Council)

国王評議会 (Curia Regis, King's Council) は枢密院 (Privy Council) となり、国王に対し政策問題、統治問題に関する助言を行なった。1660年共和制終了とチャールズ2世 (Charles 1660 - 1685年) 復歸以降の王政復古 (Restoration) 期も事実上の行政権を握った。内閣が政策や行政権の行使につき国会に対し責任を負うことも慣習化した。18世紀半ば以降、社会における人々の経済活動は急

速に活発化し産業の発展が著しかった。産業革命である。産業革命の齎した社会経済の活性化と巨大な富は、国民の政治的意識改革の契機にもなった。その結果、世襲の国王による統治を排斥し、国民（選挙民）自身が選んだ代表による統治の考え方が浸透していった。

## 2.6 John Locke

1690年ロック（John Locke 1632～1704年）は、哲学書「An Essay Concerning Human Understanding」を著し経験主義を説いた。また「政府二論（Two Treatises of Government）」において王権神授説を否定した。為政者は社会契約に従い統治し、人民の自由を守る義務があると説く。ロックの思想は、Glorious revolution（名誉革命）後のイギリスの統治機構やアメリカ合衆国の独立にも大きな影響を与えた<sup>(3)</sup>。

(3) **ロックの思想** ロック（John Locke 1632～1704）の思想は、1776年のアメリカ独立宣言に反映した。すなわち、すべての人は平等であり、一定の譲ることのでない権利を有する。この権利は、生命、自由、幸福追求権を含む。人民は、これらの権利を保障するために、政府を設立する。契約による政府の考え方である。また、人民は、人民の権利を保障しない場合は、抵抗権によって、新たな政府を樹立する。これは自明の真理であると信ずる。

## 2.7 社会思想

イギリスの憲法は成文法ではない。歴史的にはマグナ・カルタ（Magna Charta 1215年）、権利章典（Bill of Rights 1689年）、王位継承法（Act of Settlement 1701年）などは制定法である。19世紀に入り、イギリスは一元主義型議院内閣制すなわち議院優位の議院内閣制となり、1832年には第一次選挙法を改正した。社会思想としては、ベンサム（Jeremy Bentham, 1748 - 1832年）が功利主義（utilitarianism）を提唱した。<sup>(4)</sup> このベンサムの思想は、判例法の考え方を採るイギリスにおいては反論が大きかった。しかし法典編纂（codification）の必要性の提唱は、19世紀のイギリスの自由主義に基づく法改革の先鞭を切った。

J.S.ミル（John Stuart Mill 1806 - 1873年）は、ベンサムの功利主義を発展させ、父ミル（James Mill, 1773 - 1836年）と同様に、功利主義、経験主義に基づいた自由主義の理論を展開した。1859年、国家からの自由を説いた「自由論（On Liberty）」がある。ミルの考え方はヨーロッパに浸透していたキリスト教の勢力に押されていた宗教的な異端の自由を認めるなど精神的自由の確立に貢献した。

1867年第二次選挙法改正、続いて1884年第三次選挙法改正が行われた。1885年ダイシー（Albert Venn Dicey, 1835 - 1922年）は「憲法研究序説（Introduction

to the Study of the Law of the Constitution)」を著し、国会（議会）主権（sovereignty of Parliament）、法の支配、憲法上の慣例、憲法の主な原理を明確にした。1918年男子の普通選挙が行われ、第一次世界大戦後の1928年には婦人参政権を認めた。第二次世界大戦後、1946年国民保険法を制定した。1948年にはゆりかごから墓場までのキャッチフレーズで有名な国民扶助法を制定し、同年、複数選挙権を廃止した。

- (4) **ベンサム**の**功利主義** 最大多数の最大幸福という有名なスローガンである。快樂と苦痛を基準に、最大多数の最大幸福を達成することを目標にして、法の改革を進めるべきである。そして法改革は立法を通じて行われ、かつ人民が容易に知りうるものでなければならないとした。

### 3 フランス

フランスは北部フランスの慣習法地域と南部フランスの成文法地域に分かれていたが、契約に関しては統一的であった。個人主義思想から意思自治（autonomie de la volonté）の原則の形成に始まる。<sup>(5)(6)</sup>

- (5) **意思自治**（autonomie de la volonté）の**原則** 16世紀以降は、自然法思想やルネサンス運動の影響もあり、契約当事者の自由意思を尊重する任意法の領域と、財物や土地に関する強行的法規の領域の区別の意識が生まれた。契約は当事者間の利害を自律的に調整し、法的正義の実現手段として社会秩序を保つ上で重要という認識が定着していった。社会契約の思想が浸透し、1762年のJean-Jacques Rousseau（1712～1778）は「社会契約論」を著した。
- (6) **モンテスキュー**「**法の精神**」 1748年、モンテスキュー（Montesquieu）は「法の精神（De l'esprit des lois）」の中で、権力分割による権力間の均衡と相互抑制を図る権力分立の原則を説いた。1789年のフランス革命の勃発から、1804年のフランス民法典の成立までを中間法（droit intermédiaire）の時代という。政治的には立憲議会時代、立法議会時代、国民公会時代、執政府時代、統領府時代に分けられる。古法の時代と近代法時代を繋ぐ過渡期でもある。1794年7月27日のテルミドールの政変（Réaction thermidorienne）の前後で、革命前期と革命後期に分けられる。前期は旧体制アンシャン・レジム（l'Ancien régime）の秩序破壊の時代である。後期は新秩序再建の時代である。

#### 3.1 人権宣言

1789年8月26日の立法議会は、人権および市民権宣言（Déclaration des droits de l'homme et de citoyen、いわゆる人権宣言）を採択し、1791年憲法に付した。17ヶ条から成る人権宣言は、天賦不可侵の国民の自由と平等、国民主権と権力分立の原則を基礎にした。人権宣言は国家＝国王とみる国王主権の旧秩序、フランス革命前の旧体制アンシャン・レジム（l'Ancien régime）の崩壊を目的とした。人権は天賦不可侵の自然権である。国家や法により与えられるものではない。人権は人が生まれながらにして有する権利、自然権を国民議会が確認し宣言するにすぎないという国民主権の概念を育てていく。1789年の人権宣言における人権概念は、その普遍性、悠久性、抽象性を持つ。その後、アメリカの権利宣言のみならず、世界の人民の人権意識に大きな変化を及ぼすことになる。

すなわち自由とは天賦人権すなわち人が生まれながらに有するものであり（第1条）他人を害さない限り、すべてのことをなすことができる（第4条、第5条）。天賦人権の自由権、社会的差別を撤廃するため、具体的には公職就任のための機会均等（第6条）課税負担の平等（第13条）など、法の下での平等を宣言した（第1条～第6条）。また思想、言論の自由（10条、11条）政治的団結の自由（2条）恣意的逮捕や強制措置の禁止、法定手続に依らない刑罰を科せられない（第7条～第9条）などの個別的、具体的な自由のみならず、抽象的、理念的概念としての自由を獲得しようとするものであった。フランス人権宣言は個人主義の側面からの自由と平等を謳った。しかし経済的平等など実質的平等は当時の支配者層ブルジョワジーには不利なものであり、その実現には長い道のりが必要であった。

### 3.2 1791年立憲君主制憲法

フランスにおける最初の成分憲法は革命直後の1791年9月3日の憲法である。立憲君主制の下、1789年の人権宣言で謳われた三権分立を具体化した。立法権は国民立法議会（Assemblée nationale législative）に属す。一院制である。議員は参政権を有する国民（citoyens actifs）<sup>7)</sup>が間接制限選挙によって公選した。執行権は国王に属する。国王は世襲制であるが人民の委任による。従って国王は人民と法律に対し忠誠を誓い即位した。議会は法律の発議権と議決権を有する。国王は議会が議決した法律の裁可権は持たない。1791年の立憲君主制憲法は土地や財産を持つブルジョワ市民の憲法であった。1791年の立憲君主制は1792年8月10日の王制崩壊で終わった。<sup>(8)(9)(10)</sup>

(7) citoyens actifs 国民は citoyens actifs と citoyens passifs に分け、参政権は citoyens actifs だけが持っていた。

(8) 1793年共和制憲法（montagnards 憲法） 1792年9月20日に国民公会が召集され、9月22日に共和制の樹立を宣言した。議会における政権争いの中、1793年6月2日、議会における左派 montagnards はクウ・デタによって政権を掌握し、1793年6月24日共和制憲法（montagnards 憲法）を議決した。montagnards 憲法は、立法院（Corps Législatif）に直接普通選挙制を採用した。立法院は執行権を行う執行委員会（Conseil exécutif）の委員を選び、執行権は立法院に属することになった。一院制で任期制を採用した。立法院が採択した法律案を国民投票に付する立法手続を定め、montagnards 憲法を国民投票にかけた。しかし統治機構は革命政府体制（Gouvernement révolutionnaire）と変わり、montagnards 憲法実施は延期となった。革命政府体制は憲法に依拠せず、国民公会と各種委員会から成る統治機構である。立法権と執行権を合体した。公安委員会（Comité de salut public）は保安警察（Comité de sûreté générale）との連携による独裁機関となった。Robespierre の下、革命裁判所（Tribunal révolutionnaire）と共に恐怖政治（Terreur）を行った。しかし1794年のテルミドールの闘いによって失脚した。

(9) 1795年8月22日（共和3年実月5日）執政府憲法 1795年8月22日の執政府憲法は、初めて立法院に二院制を採用した。二院制は五百人評議会（Conseil de cinq-cents）と元老評議会（Conseil des

Anciens)である。法案発議権は、五百人評議会のみが有する。

- (10) 1799年12月13日(共和8年霜月22日)統領府憲法 1799年11月9日、ナポレオン(Napoléon Bonaparte)はクウ・デタを起こし、1795年の執政府憲法体制を崩した。憲法制定に向け執行統領委員会(Commission consulaire exécutive)を創設した。1799年統領府憲法はナポレオンの独裁制であった。人民投票であるが正しい政策判断に繋がらないプレビシットであった。従来の憲法とは異なる点は法律の発議権が政府のみに属することである。

### 3.3 1804年(共和12年花月28日)ナポレオン皇帝即位(第一帝政)

1802年8月2日、元老院議決(Senatus-Consulte)は、ナポレオンを終身第一統領に任命した。8月4日には1799年統領府憲法を改正した。この改正は第一統領や元老院の権限を拡大した。立法権を掌握したナポレオンは1804年5月18日、元老院議決により皇帝に即位した。第一帝政である。この皇帝の地位は元老院議決により世襲制となった。その後、皇帝は立法府を軽んじ立法権は弱体化した。皇帝はすべての権限を手中に収めた。<sup>(11)</sup>

- (11) 革命後の司法制度改革 革命後、旧体制アンシャン・レジム(l'Ancien régime)時代の司法制度改革は進んだ。

例えば行政区画をcanton、arrondissement、départementに分け、各cantonに地方裁判所(tribunal de district)を設置し、各行政区画に管轄裁判所を置くなど裁判制度の充実を図った。共和8年憲法と共和8年風月27日法により主要都市に控訴裁判所(tribunal d'appel)を置く。民事裁判所と刑事裁判所を区別し、商事裁判所(tribunal de commerce)等の例外を除き特別裁判所を廃止した。特別裁判所として、1791年5月10日・15日法による弾劾裁判所としての国民高等法院(Haute Cour nationale)を設置し、1806年3月16日法による労働裁判所(conseil de prud'hommes)を再建した。また1790年11月27日・12月1日法により破毀裁判所(Tribunal de cassation)を設置した。管轄は法律問題に限り、裁判所の法律違反の判決を取り消すことを目的とした。その後、破毀制度の目的は判例統一となった。司法権の機関として位置づけた破毀裁判所は、第一帝政期に破毀院(Cour de cassation)、控訴院(Cour d'appel)、重罪院(Cour d'assises)となった。立法権は立法府の権限であり、判例は一般的規律を創設すべきではないことを明確にした。刑事裁判所に関しては、立法議会時代、人権宣言に基づく刑事裁判の組織改革を行った。罪刑法定主義、刑事手続の公開、弁護の自由などである。陪審制も重罪裁判に採り入れた。

### 3.4 1804年ナポレオン法典(Code napoléoniens)

人民、誰にでも理解できる法典作りにナポレオン(Napoléon Bonaparte)は積極的に取り組んだ。法の成文化を目指し、ナポレオンは1800年8月破毀裁判所長官のTronchet、破毀裁判所検事のBigot-Prémeneu、捕獲審査委員会政府委員のPortalis、破毀裁判所判事のMalvilleらを民法典起草委員会に任命した。1804年3月21日法により第一草案は法典(1804年当初はフランス人の民法典Code civil des Françaisとして公布。1807年にナポレオン法典と改称した。現在は民法典Code civilと呼ぶ)となった。その後、民事訴訟法典(Code de procédure civil 1806年)、商法典(Code de commerce 1807年)、治罪法典(Code d'instruction criminelle 1808年)、刑法典(Code pénal 1810年)の四つの法典を制定した。この五つの法

典がナポレオン法典（Code napoléoniens）である。法典編纂事業は、国の統治機構、行政組織、行政機関と人民との公法関係は対象外であった。<sup>(12) (13) (14)</sup>

- (12) **行政法** フランス人権宣言の精神は成文憲法前文（preambules）にも盛り込まれたが、実定法より上位規範の位置付けはなく、革命前後の人権思想への意気込みは失速した。これはかつてのアンシャン・レジューム時代のバルルマン（parlement）が国家統治や行政問題に過度な干渉をした経験から、司法権の権限を制限する傾向となった。現在でも法の憲法適合性は司法裁判所ではなく、憲法院という行政機関が行なう。司法権よりも行政権が優位という位置付けである。
- 行政機関と人民との関係を規律する法、すなわち行政権の恣意から人民を護るための法の形成は、19世紀から20世紀にかけて行われた。行政法は行政裁判所やコンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）の判例を基礎としている。
- (13) **法実証主義（positivisme）** 法典編纂事業は法（droit）は普遍であり、何もかも優すことはできないとする自然法思想を柱とした。法は書かれた理性（ratio scripta）であり、法律（loi）に表し宣言するものである。しかし法典編纂が終わると自然法の考え方は弱まった。19世紀後半には註釈学派（Ecole exégétique, Ecole de l'exégèse）が出た。法実証主義（positivisme）である。法律（loi）ばかりではなく、法（droit）も自然法の普遍性、不可侵性を表したものである。従って法律家は法典を法源とし、実定法規範の論理的解釈や法理論を構築すべきである。
- (14) **理性、正義、衡平の原理** 公法関係には法典編纂事業は及ばなかった。しかし公法も法であり、理性、正義、衡平の原理を具体化し実現するものでなければならない。公法上の問題解決の理論的根拠を法典の原則に求めた。フランス古法時代、公法関係の問題は自然法思想、抽象的な理性、正義、衡平の原理に依った。しかし私法関係には、法典編纂後は、公法が私法と異なる解決をするには正当化の根拠が必要になり、公法原理が私法原理の発想と接近した。フランス革命後、公法、私法ともにフランス人権宣言の近代自然法、自由主義思想と結びついた。三権分立の原則は政治体制や統治機構などの公権力から人民の自由と権利を護った。また人民が容易に理解できる法典編纂を目指したことは、国家権力や行政機関の権限行使を監視監督や制限ができ、人民主権、公権力から人民の利益を守る考え方が定着していった。

### 3.5 王政復古（Restauration 1814 - 1830）

ナポレオン没落後、1814年11月ヨーロッパ諸国の君主達はウィーン会議を開催した。ヨーロッパ諸国の勢力均衡を保ち、国境画定、フランス革命期から人民に浸透した人権思想や立憲君主制の樹立を望む自由主義思想を封じ込めるためである。1815年9月、君主達は神聖同盟（Sainte Alliance）を結び王政復古に向け行動を起こした。18世紀の啓蒙思想を理解するルイ18世（Louis X 在位1814～1824年）は、イギリスに亡命時代にイギリスの政治制度や新しい政治制度にも触れた。ナポレオン失脚後、元老院はルイ18世の即位と立憲君主制による憲法制定の提案をしたが、ルイ18世は1814年6月4日、国民主権を謳う憲法を拒絶した。サン・トゥアンの宣言（Déclaration de Saint-Ouen）である。<sup>(15) (16)</sup>

- (15) **1814年欽定憲章（Charte constitutionnelle de 1814）** 1814年6月4日、ルイ18世は人民の意思を尊重する欽定憲章（Charte constitutionnelle de 1814）を提示した。欽定憲章（Charte octroyée）は、国王が臣民に与えた許可であり、国民が、主体性を持って創る国家の基本法である憲法（constitution）とは異なる。1814年の欽定憲章（Charte octroyée）は権利宣言を前文（preambules）に謳わないが、法の下での平等と自由は保障した（第1条 - 第12条）、その他、課税の平等配分（第



2条) 公職就任の機会均等(第3条) 罪刑法定主義(第4条) 出版の自由(第8条) 所有権の不可侵(第9条) 信教の自由を認めた。執行権は国王に属する。国王は国家元首であり、神聖にして不可侵である。立法権は、国王、貴族院(Chambre des pairs) 代議院(Chambre des députés) が共同行使した。法律発議権は国王のみが有した(第16条)。二院制を採り、国王には代議院の解散権があった(第50条)。ルイ18世は「君臨すれども統治せず」の立場を守ったが、次第に政治に介入していく。コンセイユ・デタ(Conseil d'Etat)は王政復古期に法律案やオールドナンス案に係わる政府の諮問機関、行政裁判所としての地位を確立した。

- (16) **第二共和政** 1848年から1852年は第二共和政である。1848年11月4日第二共和国憲法(Constitution de la République Française de 1848)の前文は民主的共和制と国民主権の宣言をし(第2条 - 第17条) フランス革命時の1793年憲法の政治原理に密接に結びついた。立法権は国民議会(Assemblée Nationale)による一院制を採用した。大統領制を導入し、執行権は直接普通選挙によって選出する大統領に委任し、任期を4年とした。権力分立の原則を徹底した。大統領は国会解散権を有せず、国会も大統領を罷免できない。またコンセイユ・デタは、国民議会が任命し任期は6年である。1848年、ルイ・ナポレオン・ボナパルト(Louis-Napoléon Bonaparte 1808 - 1873)は大統領選挙によって当選した。

### 3.6 1852年第二帝政

ルイ・ナポレオンは1852年1月14日憲法(Constitution de 1852)に基づき執行権を得た。1852年第2帝政である。世襲制を承認する議決は国民投票も支持した。正しい政策判断に繋がらない人気投票的なプレビシットである。コンセイユ・デタ、元老院(Sénat) 立法院(Corps Législatif)は大統領の統治を補佐した。コンセイユ・デタは行政訴訟の裁判を行い法律案や命令案を作成するなど政治的勢力を拡大した。1852年11月、元老院はルイ・ナポレオンにナポレオン三世の称号を認めた。大統領は法律発議権を有し、人民に対し信任投票に訴える権限を有した。元老院は議員の枢機卿(cardinaux) 元帥(maréchaux) 提督(amiraux)と大統領が指名する終身議員が構成する。立法院の議員は普通選挙で選出し任期は6年である。法律発議権は持たないが法律の議決権を有する。議長、副議長は大統領が任命する。大統領は立法院を召集、休会、解散できる。ナポレオン三世の立法院の権限や普通選挙制などへの制限はあったが、次第に自由主義思想が広まり、立法院の権限も拡大していった。第二帝政期のフランスは、スエズ運河開発や海外の植民地政策が成功し、世界的な好景気ともあいまって資本主義経済が発展した。鉄道や港湾などの社会基盤が充実し、社会秩序は安定した。

### 3.7 1875年第3共和制憲法

1870年から1940年は共和政と議会主義が並存した第3共和政である。1875年憲法は代議院(Chambre des députés)と元老院(Sénat)の二院制を採用した。元老院議員選出方法など民主化が行われた。<sup>(17)</sup>1877年には国会優位の議会民主主義、

一元主義型の議院内閣制が布かれた。第二次世界大戦中にはナチス・ドイツのフランス領土侵攻があり、事実上、第3共和政は終わった。ドイツの一部占領下ではペタン元帥（Maréchal Pétain）が率いるヴィシー政府（Gouvernement de Vichy）と、ド・ゴール将軍（Général de Gaulle）が率いるフランス自由政府（Gouvernement de la France libre）が並存した。ナチス・ドイツ軍やヴィシー政府への抵抗運動（résistance）を経て、戦後1946年10月27日、国会優位の議院内閣制を樹立し、第4共和制憲法（Constitution de la République Française de 1946）を制定した。国民議会（Assemblée Nationale）と共和国評議会（Conseil de la République）の二院制を採用した。行政権は抑えられ、戦後の社会復興期の企業の国有化やインドシナ戦争やアルジェリア戦争などの国際情勢の影響から資本主義体制の経済的な体制の脆弱さを露呈し、政権は不安定になった。1958年第5共和政は第5共和制憲法、ド・ゴール憲法を制定した。1789年の人権宣言の趣旨、自由主義的な人権保障を採用した自由主義的な民主共和制である。代表民主制であるが、一部、直接民主制も採入れた。また第3共和政、第4共和政の国会優位の反省から、行政権（pouvoir exécutif）の地位向上と安定を図った。現代のフランスが行政権優位であるのは、この傾向の表れといえる。行政権、立法権（pouvoir législatif）、司法権（autorité judiciaire）の分離独立、権力均衡、三権分立（principe de séparation des pouvoirs）の実現を図った。1962年には大統領の直接公選制を導入した。

- (17) 1875年**第3共和制憲法** 立法権に関しては法律発議権を有するなど両院の権限は平等であった。議決権に優劣はなく意見の不一致は可決に至るまで、両院において交互に議論した（navette 制度）。行政権は両院の絶対多数で選出する大統領が大臣の任免権を握った。両院で可決した法律の再審議請求権や代議院の解散権を有するなど実質的な権限は大きかった。大臣は政府（Gouvernement）内閣（Cabinet）を構成する。国会において発言権を有し、政策について国会に対して連帯して責任を負う（2月25日法第6条）。立法権と行政権とは監視監督し合ったが、政策決定や施行については協力関係にあった。立法権の権限は、政治的に無答責の大統領には及ばない。しかし、内閣の不信任決議によって、内閣や、大統領の政治責任を追及した。他方、行政権は、元老院の同意によって、代議院の解散権限を有し、国民に信を問うことができた。1875年憲法は国会が行政権に対して優位であった。人民の直接普通選挙によって選出する代議院は主権者である人民の意思を直接的に体现するものとして精神的優位を占めていた。憲法上、大統領には多大な権限を認め、国会に対しては無答責であった。しかし次第に、地位も権限も、その実質を失っていった。内閣は頻繁に交代し、不安定となり、政治的、経済的な危機を招いた。体制の弱体化は無力化した国会への批判にも繋がった。国会が議会として機能せず、議会制民主主義が発揮しなくなった。

## 4 アメリカ合衆国

### 4.1 アメリカ独立宣言

アメリカ合衆国の成立は17世紀に先住民族の住むアメリカ大陸にイギリスか

ら移民が渡りイギリスが植民地としたことに始まる。植民地に戦費の負担を求めるイギリス本国に対して、代表なければ課税なしと抵抗し、イギリス本国の干渉に不満が積もり、独立への気運が高まった。実定化した最初の人権宣言は1776年のヴァージニア州の権利章典である。因みにヴァージニア州の権利章典第1条は、「人は生まれながらにして、自由、平等であり、一定の生来の権利を有する。これらの権利は人民が社会生活を始めるとき、いかなる契約によっても人々の子孫から奪うことはできない。このような権利は財産を取得、所有し、幸福と平穏を追求する手段を伴った生命と自由を享受する権利である。」<sup>(18)</sup>その後、ペンシルバニア州、メリランド州なども人権宣言を制定した。これらの州の権利章典は、天賦人権として、言論、出版の自由、信教の自由、人身の自由、財産権の保障などと共に、権利侵害する権力に対する抵抗権（革命権）を謳っている。アメリカ独立宣言の起草に、Thomas Jefferson（1743 - 1826年）は中心的役割を果たした。アメリカ独立宣言は、1776年 Continental Congress（大陸会議）において採択され、13の植民地はイギリスから独立し State（邦）となった。アメリカ独立宣言にイギリスのマグナ・カルタ以来の近代自然法に基づく天賦人権思想が脈々と流れていることは言うまでもない。

(18) THE VIRGINIA DECLARATION OF RIGHTS SECTION I. That all men are by nature equally free and independent and have certain inherent rights, of which, when they enter into a state of society, they cannot, by any compact, deprive or divest their posterity; namely, the enjoyment of life and liberty, with the means of acquiring and possessing property, and pursuing and obtaining happiness and safety.

#### 4.2 アメリカ合衆国憲法

1781年、各 State は連合規約（Articles of Confederation）を結び、1783年、アメリカ合衆国が誕生した。独立後、憲法会議は State の権限や独立性を強調する立場と、連邦性を強調する立場の対立があった。結果的には連邦推進のヴァージニア案に基づいて、新しい憲法を採択した。この会議は憲法制定会議と呼ばれる。その後、9つの State の憲法会議において批准、発効し、1788年アメリカ合衆国憲法は成立した。更に権利章典を1791年修正第1条から修正第10条までの10ヶ条に追記した。アメリカ合衆国憲法は前文にアメリカ合衆国人民が憲法を制定したことを宣言した<sup>(19)</sup>。

(19) **アメリカ合衆国憲法** 前文には、「われら合衆国の人民は、一層完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平安を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらと我らの子孫の上に、自由の恵沢の続くことを確保する目的で、アメリカ合衆国のために、この憲法を制定する」とある。

### 4.3 違憲立法審査権

独立後、連邦政府の権限は増大した。合衆国最高裁判所（Supreme Court of the United States）は、Marbury v. Madison 1 Cranch（5 U.S.）137,2 L. Ed.60（1803）判決において、連邦法が連邦憲法に違反して無効であるとした。違憲立法審査権の確立である。最高裁判所は連邦の権限強化のために積極的に違憲立法審査権を行使した。しかし連邦憲法の権利章典規定は連邦政府の権限を制限することになる。

### 4.4 適正手続（due process of law）条項

19世紀、奴隷制度に関する判決が出た。Dred Scott v. Stanford, 19 How.（60 U.S.）393（1857）判決である。奴隷は合衆国市民ではなく、奴隷禁止は適正手続（due process of law）条項に反し違憲であるという判決である。これを契機に奴隷解放への意識が芽生え、1861年南北戦争に発展した。結果は奴隷解放を唱えた北部が勝利した。1865年憲法を修正し、修正第13条は奴隷制を廃止した。<sup>(20)</sup> 1868年修正第14条は解放奴隷に平等な権利を保障するため、アメリカ合衆国において生まれた人、あるいは、帰化したすべての人を合衆国市民と規定し、<sup>(21)</sup> Dred Scott v. Stanford 判決を覆した。合衆国市民の特権を保障し、適正手続（due process of law）に依らなければ生命、自由、財産を剥奪されないと規定した。更に修正第15条は人種による投票権剥奪を禁止した。<sup>(22)</sup> この経緯により連邦憲法が州に対し、一定の権利を保障するとともに、修正第14条規定は憲法上の権利保護のため州に対し連邦議会が立法権を行使することを認めた。

(20) 1865年**修正第13条** 第一節 奴隷および本人の意に反する労役は、当事者が犯罪に対する刑罰として正当に有罪の宣告を受けた場合以外は、合衆国内またはその管轄に属するいかなる地域内にも存在してはならない。第二節 連邦議会は、適当な法律の制定によって、本条の規定を施行する権限を有する。

(21) 1868年**修正第14条** 第一節 合衆国において出生し、またはこれに帰化し、その管轄権に服するすべての者は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定あるいは施行してはならない。またいかなる州も、正当な法の手続きによらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない。第二節 下院議員は、各州の人口に応じて、各州の間に配分される。各州の人口は、納税義務のないインディアンを除いた総人口とする。しかし、もし合衆国大統領および副大統領の選挙人の選任、連邦下院議員、各州の行政官および司法官、またはその州議会の議員の選挙に際して、いずれかの州が自州の住民である男子の内、二十一歳に達しかつ合衆国市民である者に対して、反乱の参与またはその他の犯罪以外の理由で、投票の権利を拒み、またはなんらかの形で制限する場合には、その州より選出される下院議員の数は、これらの男子市民の数がその州における二十一歳以上の男子市民の総数に占める割合に応じて、減少される。第三節 かつて連邦議会の議員、合衆国の公務員、州議会の議員、または州の行政官あるいは司法官として、合衆国憲法の擁護を宣誓したのちに合衆国に対する暴動または

反乱に参加し、または合衆国の敵に援助あるいは便宜を与えた者は、何人も連邦議会の議員、大統領および副大統領の選挙人となり、または合衆国あるいは各州の下において文武の官職に就くことはできない。しかし、連邦議会はそれぞれの議院の三分の二の表決によってこの欠格を解除することができる。第四節 暴動または反乱を鎮圧するための軍務に対する恩給および賜金を支払う目的で起債された公債を含め、合衆国の法律で認められた国債の効力は、これを争うことができない。しかし、合衆国に対する暴動あるいは反乱を援助するために生じた負債あるいは債務に対し、または奴隷の喪失あるいは解放を理由とする請求に対しては、合衆国あるいはいかなる州もこれを負担あるいは支弁してはならない。すべてこれらの負債、債務および請求は、違法にして無効である。第五節 連邦議会は、適当な法律の制定によって、本条の規定を施行する権限を有する。

- (22) **修正第15条** 第一節 合衆国市民の投票権は、人種、体色または過去における労役の状態を理由として、合衆国または州によって拒否または制限されることはない。第二節 連邦議会は、適当な法律の規定によって、本条の規定を施行する権限を有する。

#### 4.5 違憲判決 (old court)

次に19世紀後半からは鉄道や道路などの社会基盤の整備に伴い、商業、工業、産業も発展した。経済活動の活性化とともに人、物、資金も流動的になる。市場経済の形成に従い貧富の差が大きくなり、強者による弱者支配の傾向が強まった。企業経営者側が労働者に対し過酷な労働条件を押し付けるなど弊害も生じ、産業社会への規制の必要性が生じた。ところが社会政策的な州の企業活動を制限する立法に対し、Lochner v. New York, 198 U.S. 45 (1905) 事件において、最高裁判所は社会政策立法は契約自由の原則に反するという理由から違憲判決 (old court) を出した。<sup>(23) [24] [25] [26]</sup>

- (23) **違憲判決** この最高裁判所の違憲判決は自由放任主義 (レッセ・フェール) を是とする経済的、実体的デュー・プロセス理論に基づく。しかし、その後の連邦政府や州政府の社会政策立法の障害となった。特に1935年ルーズヴェルト大統領のニュー・ディール政策を最高裁判所が違憲としたことは立法権と司法権の確執を招いた。政治と裁判所との対立の場面はあるものの、1938年以降、裁判所が社会政策立法への干渉はなくなった (new court 司法の自制)。憲法革命である。司法権の担い手である裁判所が国民の代表で構成する議会の立法政策を批判、評価できるかが問題となった。その後、次第に経済活動における経済的自由に対する社会政策立法は合憲性が推定されることとされ裁判所の判断を離れていった (hands off policy)。
- (24) **司法権** アメリカ合衆国の裁判所制度は州裁判所と連邦裁判所の2つの制度が並行している。州裁判所 (State Court) は各州が設立する。事実審の第一審 (Court of Limited Jurisdiction, Court of General Jurisdiction) 控訴裁判所 (Intermediate Appellate Court) 最高裁判所 (Highest Court) の三審制を採る。連邦裁判所 (United States Court) も地方裁判所 (U.S. District Court) 連邦控訴裁判所 (U.S. Court of Appeal) 連邦最高裁判所 (Supreme Court of United States) の三審制を採る。連邦控訴裁判所は巡回裁判所 (Circuit Court) と呼ばれ巡回裁判の名残である。
- (25) **Warren Court** しかし最高裁判所は United States v. Carolene Products Co., 304 U.S. 144 (1938) 事件において、再び社会政策立法の合憲性の推定と議会の決定を尊重しつつ、経済的自由に関しては緩やかな憲法適合性の審査基準による判断が妥当しない場合があるとした。立法が議会の審議や討論という民主的な過程を制限する場合や明らかに立法が憲法が保障する権利規定に反する場合、マイノリティへの差別の場合などである。アメリカ合衆国最高裁判所 (Supreme Court of the United States) の首席裁判官であった Warren 裁判官の名前をとって、ウォレン・コートと呼ばれる。

- (26) **連邦制** アメリカ合衆国は連邦制である。州は独自の憲法を有する。独立後は連邦と州の権限のせめぎ合いが続いた。最高裁判所の判断は国家の創設期には連邦議会の権限を認める判決が続いたが、南北戦争後には州の権限も拡大した。基本的には合衆国憲法および連邦の法律、条約は国の最高法規である。これに違反する連邦や州法は効力を有しない(第6条第1節)。第6条第1節は、これに準拠して制定する合衆国の法律及び合衆国の権能をもって、すでに締結した将来、締結するであろうすべての条約は国の最高の法である。これにより各州の裁判官は各州憲法または州法の中に反対の規定がある場合でも拘束する。

## 4.6 二重の基準論

1953年から1969年にかけての Warren Court と呼ばれる時期の最高裁判所は、積極的に(judicial activism)違憲立法審査権を行使した。特に人種差別撤廃<sup>(27)</sup>、政教分離、表現の自由、言論の自由、思想の自由、選挙区是正<sup>(28)</sup>、刑事手続における被疑者、被告人の人権保障<sup>(29)</sup>などの人権問題である。Warren Court<sup>(30)</sup>の判決はその後の判例にも影響を及ぼした。<sup>(31)</sup> ジョンソン大統領(Lyndon B. Johnson)が平等主義を掲げ福祉国家を目指した時代でもある。裁判所の違憲立法審査権の行使のあり方、司法の役割についての議論<sup>(32)</sup>が沸騰した。それはわが国の現憲法にもある二重の基準論である。精神的自由を規制する立法の合憲性は厳しい基準によって審査し、経済的自由は緩やかな基準によって審査するという審査基準を分ける考え方である<sup>(33)</sup>。精神的自由は不当に制限を受けている場合には民主政の過程の機能を正常な働きを期待できないため、その回復が困難となる。他方、経済的自由の立法の不備や不当な立法については民主政の過程の機能が正常に働いている限り、議会における十分な審議、討論による是正が可能であるからである。<sup>(34)</sup>

(27) Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954)(Brown )においては、公立学校における人種別学を違憲とした。

(28) 議席配分不均衡を違憲とし、議員一人一票制を原則とした。

(29) 最高裁判所は、州における刑事手続に、連邦の権利章典上の刑事手続的権利を適用した。

(30) アメリカ合衆国最高裁判所(Supreme Court of the United States)の首席裁判官であつた Warren 裁判官の名前をとって、ウォレン・コートと呼ばれる。

(31) **判例法** アメリカ合衆国の Marbury v. Madison 1 Cranch ( 5 U.S. ) 137 (1803) 判決における違憲立法審査権の確立以降の判例の流れは、憲法においても判例を基礎とすることを示している。アメリカ合衆国も判例法国である。イギリスと合わせて英米法系の国々と言われる。イギリスが common-law court (コモン・ロウ裁判所)と大法官裁判所(Court of Chancery)との統合を果たしたのとは対称的に、アメリカ合衆国は今も並存し訴訟手続を異にする州もある。

(32) 司法積極主義、司法消極主義論争

(33) 精神的自由(mist do 判決)、経済的自由(hands off policy)

(34) **リベラルから保守へ** ニュー・ディール政策以降のリベラルな傾向、Warren Court の司法の積極主義への批判も強く、保守勢力が巻き返しニクソン(Richard M. Nixon)が最高裁判所を批判して、1969年大統領に就任した。最高裁判所の首席裁判官はウォレンからバーガーに交替したが、Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) 判決において実体的デュー・プロセス理論が復活し、バーガ

一・コートも司法の積極主義の傾向は続いた。その後、1986年レーンキスト裁判官に替わり保守的な傾向が続いている。

## 4.7 権力分立

アメリカ合衆国憲法は権力分立の原則を徹底する。憲法第1条は立法権を連邦議会に<sup>(35)</sup>、第2条は行政権を大統領に<sup>(36)</sup>、第3条は司法権を最高裁判所と議会の設立する下級裁判所に付与する<sup>(37)</sup>。アメリカ合衆国憲法は連邦制に立脚し、政府内の各部門間の横の水平的な権力分立と縦の垂直的な権力分立を採用する。権力分立により特定の人や部門に権力が集中することによる弊害を避けようとしている。また政府の権限分立は相互の監視監督、勢力の抑制均衡を図り、偏りのない公正な統治、効率的な実務の実現に近づくことになる。

(35) 第1条は、この憲法によって与えられる一切の立法権は、合衆国連邦議会に属せしめる。

(36) 第2条は、行政権は、アメリカ合衆国大統領に属する。

(37) 第3条第1節は、合衆国の司法権は、最高裁判所及び連邦議会が、随時制定し、設立する下級裁判所に属する。

## 4.8 憲法修正

アメリカ合衆国の憲法の改正は憲法修正という。憲法の条文の変更ではなく修正条項を追加する方式である。例えば建国過程での権利章典の修正や南北戦争後の修正第14条<sup>(38)</sup>などである。これはデュー・プロセス、平等を保障し、州政府の行為を連邦憲法が制限できることを明確にした画期的な修正であった。

(38) 1868年の修正第14条第1節は、...いかなる州といえども、合衆国市民の特権、若しくは、免除を損なう法律を制定し、また施行してはならない。...また、その管轄内にある何人に対しても、法律の平等な保護を拒んではならない。

## 5 ドイツ

### 5.1 ドイツ帝国の起源

ゲルマン人は諸部族に分れ、ライン河、ドナウ河、ヴァイクゼル河周辺に、狩猟、農耕、牧畜生活していた。476年西ローマ帝国が滅亡し、フランク族がフランク王国をアルプス山脈の北西地域にフランク王国を建国した。<sup>(39)</sup> カロリング王朝が絶え1495年までの時代を中世という。<sup>(40)</sup>

(39) 476年フランク王国 フランク王国はクロドヴェヒ (Chlodowech, Clovis, Chlodwig) が建国した。クロドヴェヒに始まったメロヴィング王朝 (Meroving) は751年まで続く。その後、メロヴィング王朝の宮廷大臣 Karl Martell の子ピピン (Pippin der Kurze) は、法王の許しを得て王位を奪った。カロリング王朝 (Karoling) である。ピピンの子であるカール大帝 (Karl der Große 768 - 814) は領土を拡げた。しかし843年のヴェルダン条約 (Vertrag von Verdun)、870年のメルゼン条約

(Vertrag von Mersen)により三分割した。東部地域がドイツ帝国の起源である。

- (40) **中世** 選挙による王制であった。ザクセン王朝のオットー大帝 (Otto der Große 在位936年 - 973年) は法王から神聖ローマ帝国皇帝の称号を受けた。ザクセン王朝の初代 Heinrich。世も1014年に帝号を得たため、919年から1806年までを神聖ローマ帝国 (Das Heilige Römisch Reich Deutscher Nation) という。オットー大帝が亡くなると皇帝の権力は衰え、法王や諸侯達が勢力を伸ばした。1356年皇帝カール4世 (Karl、在位1347年 - 1378年) は金印勅書 (Goldene Bulle) を発布し7大諸侯達の皇帝選挙権を認めた。封建制度と荘園経済の時代が続く。

12世紀後半から都市が発生し、14世紀から15世紀には諸侯達は自治権を取得した。15～16世紀は文芸復興の気運が高まり、宗教改革も起きた。旧教徒 (カトリック) と新教徒 (プロテスタント) 間の紛争は1618年の30年戦争 (Dreißigjähriger Krieg) に発展した。旧教徒 (カトリック) の皇帝軍に味方する諸侯と、新教徒 (プロテスタント) の諸侯達との闘いに国内は荒廃した。1648年のウェストファリア条約 (Westfälischer Friede) により終了した。この条約は一地域毎に一つの宗教を認めたため各諸侯の領地毎の地方分権が進んだ。結果として、諸侯達は各領地内において権力を拡大し、領地の政府を設置し、職業的な官吏を置き行政を行った。オーストリアやブランデンブルクは、神聖ローマ帝国の一地方であったが、外国と条約を結んだ。封建制度は、18世紀末に実質的に崩壊した。また荘園経済も都市の貨幣経済の普及によって存在意義を失っていった。この頃、オランダには国際法学者のグロチウス (Hugo Grotius 1583年 - 1645年) がいた。「自由海論」「戦争と平和の法」などを著した。

## 5.2 神聖ローマ帝国 (Das Heilige Römisch Reich Deutscher Nation) の崩壊

1789年のフランス革命は神聖ローマ帝国 (Das Heilige Römisch Reich Deutscher Nation) に多大な影響を与えた。1805年のオーストリアとロシアの軍がナポレオン軍に破れ、1805年12月26日のプレスブルグ (Preßburg) 条約により神聖ローマ帝国内の十数カ国が1806年7月12日ライン同盟 (Rheinbund) を結んだ。オーストリア、プロイセンは独立国家となり、ドイツは大きく三つの勢力に分かれた。ドイツでは哲学者カント (Immanuel Kant 1724年 - 1804年) が「純粋理性批判」「道徳形而上学原論」などを著し、コペルニクス的転回を主張した。

## 5.3 ドイツ統一への気運

1814年ナポレオンはワーテルローにおいて敗退し退位した。ドイツ統一への気運は高まった。他方、プロイセンやオーストリアなどが主権を失うことを恐れた。1815年ドイツ統一運動との妥協としてドイツ同盟 (Der Deutsche Bund) を結成した。政治的統一は達成しなかった。ドイツ関税同盟 (Der Deutsche Zollverein) による経済的統一を行った。オーストリアの宰相メッテルニヒ (Metternich 1773年 - 1859年) は、自由主義思想を抑圧した。1848年のフランスの2月革命は、ドイツに影響を与え、自由主義思想は急速に各地に伝わり、ドイツ統一に向けての憲法制定議会 (Deutsche Verfassungsgebende Nationalversammlung) を作った。1848年3月革命は失敗し、議会は1849年3月ドイツ憲法 (Die deutsche



Reichsverfassung) を制定した。フランクフルト憲法である。フランクフルト憲法は、プロイセン王のフリードリヒ・ヴィルヘルム 世 (Friedrich Wilhelm ) は、議会における国民主権を避けるため皇帝就任を拒絶し、結局は施行しなかった。プロイセンは1848年12月5日憲法を制定した。更に改正して1850年1月31日プロイセン国憲法 (Verfassungs-Urkunde für den Preußischen) となった。この憲法はわが国の明治憲法に影響を及ぼした。<sup>(41)</sup> ドイツ同盟内のプロイセンとオーストリアの主導権争いは1866年の Der deutsche Krieg においてプロイセンが勝利した。この結果、オーストリアはドイツ同盟を解散した。またプロイセンの指導下に、北部、中部の諸邦を統合した連邦国家を創ること、オーストリアはこれに加わらないことなどを承認した。

- (41) 1850年**プロイセン憲法** (Verfassungs-Urkunde für den Preußischen) プロイセンは、北部、中部の諸邦を統合した連邦国家を創るため、参加諸邦と同盟を結んだ。8月同盟 (Augustbündnis) である。1867年4月17日、北ドイツ連邦憲法 (Verfassung des Norddeutschen Bundes) が成立し、1867年7月1日から施行した。1870年から1871年にかけての北ドイツ連邦とフランスとの戦い、いわゆる普仏戦争があった。プロイセンが勝利した。南ドイツの諸邦は、戦争中に北ドイツ連邦に加入し、ドイツ帝国を創ることに同意していた。

#### 5.4 1871年ビスマルク憲法

ドイツ帝国は1871年1月1日に成立した。北ドイツ連邦憲法を修正して、1871年4月16日ドイツ帝国憲法 (Die Verfassung des Deutschen Reiches) を公布した。ビスマルク憲法である。<sup>(42)</sup>

- (42) 1871年**ビスマルク憲法** 1872年イエーリングが、「権利のための闘争」を著した。ビスマルクは旧教徒 (カトリック) や社会主義政당을弾圧したが、ビスマルク辞職後、1912年社会主義政党であるドイツ社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschlands; SPD) が第一党となる。1914年7月第一次世界大戦が勃発した。長期化する戦争によって、国内は疲弊した。皇帝ヴィルヘルム 世 (Wilhelm 1859 - 1914年) は退位してオランダに亡命し、各邦の君主達も亡命し、1918年ドイツ帝国は崩壊した。1918年11月11日、連合軍との休戦条約を調印した。1919年6月28日ヴェルサイユ講和条約に署名した。

#### 5.5 1919年ヴァイマル憲法 (Weimarer Verfassung)

民主主義思想の社会民主党と、革命推進の独立社会民主党 (Unabhängige Sozialdemokratische Partei) が対立した。その後、ヴァイマル (Weimar) に憲法制定のための国民議会を招集した。1919年8月11日ライヒ憲法を制定した。ヴァイマル憲法 (Weimarer Verfassung) である。ヴァイマル憲法 (Weimarer Verfassung) 下のドイツを、ヴァイマル共和国という。共和国はラント (Land) に分かれ、各ラントはヴァイマル憲法に沿って制定した。ヴァイマル憲法は、国民主権、社会主義を採る。各ラントは政府と議会を有し、ヴァイマル共和国

はラント (Land) の集まる連邦国家であった。<sup>(43)</sup>

- (43) **経済情勢** 経済情勢はインフレが進み経済は破綻した。社会情勢も治安が悪化した。外相の暗殺事件などが起こり、1922年7月21日に共和国保護法 (Gesetz zum Schutze der Republik) を発布した。この法がバイエルンの権限を侵すとしてライヒとの間に紛争が起こった。バイエルンの分離運動に乗じて、1923年11月8日、ヒトラーの反乱 (Hilter-Putsch) が起こった。1924年頃には経済情勢も安定の兆しを見せ国際関係は改善した。しかし1929年ドイツを襲った経済恐慌により再び政局は不安となり、ナチズムの台頭を許すことになった。1919年1月15日、ミュンヘンに、国民社会主義労働党 (Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei) ができた。ナチス (Nazis) である。目標はヴェルサイユ条約を廃棄し、民族的な国家社会主義を実現し、大きなドイツを建設することであった。社会経済の不安定な時期に勢力を伸ばし、1932年には第一党となった。1933年1月30日ヒトラーは大統領から総理大臣になった。政権獲得後のヒトラーは大統領の議会解散権と緊急命令発布権を利用し独裁制を打ち立てようとした。1933年3月24日国民および国家の困難克服のための法律 (Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich) を制定した。この法は政府が法を制定でき、その法によりワイマール憲法を改廃できるとした。授權法 (Ermächtigungsgesetz) である。

## 5.6 ナチズム

ナチス (Nazis) は授權法 (Ermächtigungsgesetz) に基づき中央集権的独裁制を敷いた。1933年7月14日新党樹立禁止法 (Gesetz über das Staatsoberhaupt des Deutschen Reiches) によりナチス以外の政党を禁止した。大統領ヒンデンプルクの死後、1934年8月1日国家元首法 (Gesetz über das Staatsoberhaupt des Deutschen Reiches) を制定した。ヒトラーは大統領の権限と総理大臣の権限すべてを手中に収めた。ライヒ議会 (Reichstag) は政府を牽制する議会としての機能を失っていった。1934年1月30日のライヒ改造法 (Gesetz über die Aufhebung des Reichsrats) を制定した。固有の高権を有し、民主主義に基づく憲法のもと政府と議会を有する各ラント (Land) の連邦国家であったドイツは、この法によりラント (Land) の高権はライヒに移り、ラント政府はライヒ政府に従属しラント議会を廃止した。更に1934年2月14日ライヒ参議院廃止法 (Gesetz über die Aufhebung des Reichsrats) を制定し、ラントの意思を代表するライヒの機関である連邦参議院を廃止した。1939年9月1日ドイツはポーランドに侵攻し、第二次世界大戦が始まった。

## 5.7 ドイツ連邦共和国 (西ドイツ) とドイツ民主共和国 (東ドイツ) の分離

1945年5月8日ドイツは無条件降伏した。<sup>(44)</sup> ドイツ連邦共和国 (西ドイツ) は、1949年5月8日ドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) を施行し、新しい国家体制や国家機関を造っていく。<sup>(45)</sup> ドイツ民主共和国 (東ドイツ) も1949年10月10日、管理権がソ連管理委員会 (Sowjetische

Kontrollkommission)に移行した。軍政は民政となり、大幅な自治を認めた。1955年9月20日ドイツ民主共和国(東ドイツ)とソ連との間に占領状態終結条約ができ1955年10月6日発効した。分離当初、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)はドイツ民主共和国(東ドイツ)を国家として認めなかった。1969年10月3日社会民主党と自由民主党は連立政権を立て、連邦総理大臣の社会民主党党首のブランド(Brandt)はドイツ民主共和国(東ドイツ)との関係改善を図る。1972年11月21日ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との間の関係の基礎に関する条約(Vertrag über die Grundlagen der Beziehungen zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik)を結んだ。基本条約(Grundvertrag)である。ドイツ連邦共和国(西ドイツ)の法として公布し、1973年6月21日発効した。他方、ドイツ民主共和国(東ドイツ)は1968年4月6日のドイツ民主共和国憲法により社会主義の放棄を明確に拒絶した。1973年9月18日独立国家として国連に加入し加盟国となった。

(44) **ロンドン協定** イギリス、フランス、アメリカ合衆国、ソ連の四ヶ国は管理委員会(Control Council, Kontrollrat)を置いた。英米仏は敗戦後のドイツの国家体制をヴァイマル共和国の様な地方分権的連邦国家にすべく占領地区の統合を試みた。ソ連は中央集権国家にしようと考えていた。平双方の意見は行線を辿り、1948年2月23日ロンドン会議を開き、ベネルクス(Benelux)三国(ベルギー、オランダ、ルクセンブルク)を加え、1948年6月1日ロンドン協定が成立した。

ロンドン協定は占領地区の統合、ドイツ憲法とその制定手続の基本原則を定めた。この原則に沿い1949年5月8日ボン開催の憲法制定会議(Parlamentarischer Rat in Bonn)において憲法草案を採択した。5月23日全ラントの議会の多数の賛成を得て成立した。ドイツ連邦共和国基本法(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland)である。1949年ボン基本法ともいう。実質的には憲法である。

他方、ソ連は1948年3月20日管理委員会を脱退し、1949年5月11日に亘り、西ベルリンと西ドイツの交通を遮断した。ベルリン封鎖である。ドイツ連邦共和国基本法に対抗して、1949年10月7日ドイツ民主共和国憲法(Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik)を制定し、即日施行した。その後、東ドイツは1968年4月6日のドイツ民主共和国憲法が取って代わり、更に、補充変更の後、1974年10月7日ドイツ民主共和国憲法として公布した。

(45) **ボン基本法** ドイツ連邦共和国(西ドイツ)基本法である。1949年9月21日軍政は民政に移行した。ドイツ連邦共和国基本法(ボン基本法)に基づき大幅な自治が与えられた。管轄権は三ヶ国の高等弁務官会議(Der Hohe Kommissar)に移った。1954年9月28日から10月3日のロンドン九ヶ国会議、続くパリ会議における取極に基づきドイツ連邦共和国(西ドイツ)の再軍備を認め、北大西洋条約機構に加入することで長期化した占領状態を終結した。

1952年5月26日ドイツ連邦共和国(西ドイツ)と英米仏三ヶ国との関係に関する条約(Vertrag über die Beziehung der Bundesrepublik Deutschland und den Drei Mächten)を結び、1952年5月5日発効した。ドイツ連邦共和国(西ドイツ)が主権を回復したドイツ条約(Deutschlandvertrag)である。

## 5.8 ドイツ連邦共和国(西ドイツ)基本法

1949年5月8日ドイツ連邦共和国基本法は国家の基礎法である。ドイツ連邦共和国(西ドイツ)<sup>46)</sup>の領土、人民の権利義務、統治機構など国家の三要素に

係わる基本法である。1949年ボン基本法は民定憲法である。すなわちドイツ連邦共和国（西ドイツ）を構成するラント（Land 州）の人民の憲法制定権力により制定した（憲法前文）。ナチス（Nazis）の反省が起点となる。ライヒ大統領の強大な権限が独裁を可能にしたことから、基本法は大統領の権限を縮減した。連邦議会は国民の代表機関であり権限を強化した。<sup>(47)(48)</sup> ナチスの反省から第一章に人権保護規定を置いた。国家は人のために存在し、人権思想を自由、平等、平和の基礎概念として位置づける。人権保護のために連邦憲法裁判所を設けた。これはナチス（Nazis）が合法的な手段により独裁を築いた反省からである。基本的人権を侵す法を違憲無効とする権限がある。1949年ボン基本法は第146条にドイツ国民の自由意思に基づいた憲法施行の際には効力を失うとある。これは分裂した東西ドイツの将来的な統合を視野に入れ、新憲法の制定を想定した規定である。

- (46) **連邦国家** ドイツ連邦共和国はラント（Land、連邦州 Bundesländer ともいう）が構成する連邦国家である（基本法第20条第1項）。ラントはその領域と固有の国家権力を有する。また立法権、行政権、裁判権などの国家権力は連邦とラントに分属する。
- (47) **民主的国家 民主権と議院内閣制** ドイツ連邦共和国は民主的国家である（基本法第20条第1項）。国家の意思を決定する権利が国民にある民主権である。すなわち憲法制定力が国民にある。すべての国家権力は、国民の選挙、投票によって行使する。直接、権力行使しない場合には、立法、執行権、裁判の特別の機関が行使する（基本法第20条第2項）。ドイツ連邦共和国（西ドイツ）は社会国家（Sozialer Staat）である（第20条第1項）。社会国家は社会的正義の実現を目的とする国家である（基本法第20条第1項）。社会的正義は、立法上、行政上、すべての国民、特に経済的な弱者に対し、経済的、文化的な保護を与えること目的とする。ヴァイマル憲法第151条は人間に値する生活（Ein menschenwürdiges Dasein）をすべての人間に可能にすることを目標とする。ドイツ連邦共和国は法治国家（Rechtsstaat）である。立法は憲法の秩序に拘束され、執行権および裁判は、法律および法に拘束される（基本法第20条第3項）。基本法第20条第1項、第2項、第3項に述べた権利を排除しようとする者に対して、すべてのドイツ人は抵抗権（Das Recht zum Widerstand）を有する（基本法第20条第4項）。連邦議会は国民が選出した議員が構成する。立法に関し連邦参議院よりも大きな権限を有する。連邦政府の存続は連邦議会の信任による（基本法第67条）。国民が選出する議員が重要な意思決定を行う間接民主制（Mittelbare repräsentative Demokratie）を採る。また連邦政府が業務を行うのは、連邦議会の信任を必要とする議院内閣制を採る。
- (48) **権力分立（Gewaltenteilung）** 国家権力は、国民が選挙、投票により、また立法、執行権および裁判の特別の機関が行使する（基本法第20条第2項第2段）。三権分立である。三権分立により独裁的権力を防止し、恣意的権力から国民を護るための制度である。基本法はヴァイマル憲法に基づく。大統領の権限を削減し議会の権限を強化した。行政機関の連邦大統領や連邦政府が連邦議会を牽制する力は弱い。

## 5.9 基本権（人間の尊厳 Die Würde des Menschen）

基本権の中でも人間の尊厳（Die Würde des Menschen）は不可侵であり、尊重し保護することは、すべての国家権力の義務である（基本法第1条第1項）。国家組織は基本権を保護するためにある。他のすべての基本権は人間の尊厳 Die

Würde des Menschen という基本権から敷衍するものであり、ドイツ国民は、基本権を不可侵、譲渡できない人間共同体の基礎として、また世界における平和と正義の基礎として認める（基本法第1条第2項）。基本権は基本法の変更による改定を禁ずる（基本法第79条第3項）。すなわち人間の尊厳という基本権は憲法制定力を支える基本理念の条文化であり、憲法制定力の変更（革命）によってしか変更（革命）できない。人間の尊厳という基本権の根拠を超国家的、超実定法的な自然法上の権利であり変更できないを自然法に求めるからである。その他の基本権、自由権、平等権は実定法上の基本権とし、立法により制限できる。ヴァイマル憲法が認めた生存権的基本権の規定は設けなかった。それは基本法の制定は一時的であり、基本権を実定法上の真の権利と認めたことなどからである。<sup>(49)(50)(51)</sup>

(49) **新しい人権** しかし基本権には人格権など新しい自由権や憲法上の制度的保証（Institutionelle Garantie）の規定もある。婚姻と家庭の保護（基本法第6条）宗教教育と私立学校設立の権利（基本法第7条）、信書、郵便、電気通信の秘密の保持（基本法第10条）、所有権および相続権に関する規定（基本法第14条、第15条）、大学の自治（基本法第5条第3項）、地方自治（基本法第28条）、職業的公務員制度の原則（基本法第33条第5項）、法律で定めた裁判官の裁判を受ける権利（基本法第101条）、日曜および祭日の保護（基本法第140条、ヴァイマル憲法第139条）などが、第一章にある。他にも議員の権利（基本法第38条、第46条、第47条、第48条）、国民の参政権（基本法第38条）、政党結成の権利（基本法第21条）、公民権（基本法第33条）、裁判官の独立（基本法第97条）、法律で定めた裁判官の裁判を受ける権利（基本法第101条）、罪刑法定主義（基本法第103条）、司法作用による自由剥奪に対する保障（基本法第104条）等である。

平等権は基本法第3条に規定する。

(50) **その他の基本権** 信書、郵便、電気通信の秘密の不可侵（基本法第10条）、意思表明の自由（基本法第5条）、住居の不可侵権（基本法第13条）、所有権および相続権の保障（基本法第14条）、親の権利（Elternrecht）（基本法第6条第2項、第3項）、私立学校設立の権利（基本法第7条第4項、第5項）、国籍を剥奪されない権利（基本法第16条第1項）、外国に引き渡されない権利（基本法第16条第2項第1段）、庇護権（Asylrecht）（基本法第6条第2項第2段）などである。

(51) **自由権** 自由は法益である。国家権力により不当に侵害されない権利が自由権である。人格の自由な発展を求める権利（Recht auf die freie Entfaltung der Persönlichkeit）、人身の自由（基本法第2条第2項）、生命、身体を害されない権利（基本法第2条）、信仰、良心の自由および世界観告白の自由（基本法第4条第1項）、自由に意見を表明する権利、芸術、学問（学説の自由（Freiheit der Lehre）は教授の自由を含む）、研究および学説の自由（Freiheit der Lehre）、集会の自由（基本法第8条）、結社の自由（Vereinigungsfreiheit）（基本法第9条第1項、第2項）、団結の自由（Koalitionsfreiheit）（基本法第9条第3項）、移住の自由（Freizügigkeit）、職業選択の自由（基本法第12条）などである。

1949年ボン基本法は、基本権の濫用に対する保護を規定する。例えば、意思表明の自由、特に出版の自由、学説の自由、結社の自由、信書、郵便、電気通信の秘密の不可侵、所有権、庇護権を自由な民主的基本秩序を攻撃するために濫用する者は、基本権を喪失する、すなわち基本権として保護を失うと規定する（基本法第18条第1段、第5条第1項、第3項、第8条、第9条、第10条、第14条、第16条第2項）。また立法権が基本権を侵害する場合の基本権の保護として、基本法において、法律により、または法律に基づき基本権を制限できる旨の規定があっても、その法律は一般的に適用してはならない（基本法第19条第1項第1段）。基本権を制限する法律は、基本法の条文を指示し基本権を示さなければならない（基本法第19条第1項第2段）。これは慣習法の

法の発展が基本権を侵害しないことを意味する。いかなる場合にも基本権の本質的内容の侵害を許さない。行政権が基本権を侵害する場合には裁判所に訴えることができる。

## 6 人権問題の国際化

### 6.1 国際連合 (United Nations)

人権については各地域、各国毎の歴史がある。しかし19世紀頃から国境を越えた枠組みで人権保障に取り組む姿勢が出てきた。それは国際機関の働きが重要になったことと符合する。まず国際機関を創設することから始まった。国際機関に加入し、加盟国となることにより、国際規約や条約の遵守義務が生じ、また加盟国としての積極的な貢献が期待されることになる。少数民族の迫害、人種差別、内戦や政変に伴う政治難民、旱魃や砂漠化など自然災害による難民 (refugee)、宗教や信仰、思想、信条による差別と迫害、人身売買など、為政者による様々な弾圧や迫害が現実深刻化しているからである。1606年のハンガリーとトランシルバニアが締結したウィーン条約や1645年のリンツ条約は宗教や信仰の自由に関する条約である。1648年10月24日のウェストファリア条約はカトリック教とプロテスタントが平等であることを規定した。<sup>(52)</sup>19世紀に入り、宗教や信仰をめぐる条約、少数民族や宗教、信条上の少数者に対する保護条約を締結が続く。

第一次大戦後に国際連盟 (Société des Nations, League of Nations) を設立した。国際連盟規約は第22条に委任統治を採用し、植民地施策を国際連盟の監督下に置くことによって植民地体制を維持するとともに、委任統治領の人民の自由を確保しようとした。第23条には児童を過酷な労働条件から保護するための国際機関設置を義務付け、ヴェルサイユ条約に基づき国際労働機関を設置した。また国際連盟は様々な少数者に対する保護条約の監督を行い、条約の実効性を高める役割を負った。すなわち国際連盟理事会の承認なしに条約を改変はできず、条約違反や防止措置を採る権限を有した。1919年6月28日ヴェルサイユ条約<sup>(53)</sup>を締結した後、奴隷取引禁止、婦女子や児童売買禁止条約、難民条約など人権保護に関心が高まった。1929年万国国際法学会は国際人権宣言 (Déclaration des droits internationaux de l'homme) を採択した。1930年代からドイツ、イタリアなどに全体主義が広まり、人権侵害、民族虐殺を行った。この歴史的経緯を契機に、世界中の国の人々が反省し、人権問題や国際社会の平和的共存について考えるようになる。

第二次世界大戦後、国際機構として国際連合 (United Nations 以下、国連) を

創設し、国際平和の実現を目指す。国連は国連総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会など機能別に組織を構成する。国際司法裁判所は国連の司法機関である。軍備縮小に努力する一方、紛争の平和的解決、安全保障や平和維持活動に国連軍が活躍する。

国連憲章（United Nations Charter）は1945年6月26日にサンフランシスコ会議において51カ国が署名、1945年10月24日発効した。第二次世界大戦中、連合国側諸国は戦後の国際秩序構築、平和共存、人権尊重、自由と正義の実現への希望と展望促進を構想し、幾重もの意見表明、1943年10月のモスクワ宣言、ダイバートン・オクス提案、1945年2月イギリス、アメリカ、ソビエト3カ国によるヤルタ会談などを行った。

- (52) **ウェストファリア条約**（Treaty of Westphalia） 宗教戦争（30年戦争）は、ヨーロッパ諸国の旧教と新教をめぐる勢力争いである。この戦争により対立は緩和した。ドイツのハプスブルグ家の権威は失墜し、スウェーデンとフランスの領土拡張とともに終結した。
- (53) **ヴェルサイユ条約**（Traité de Versailles） 1919年6月28日締結した。第一次世界大戦の敗戦国ドイツにアルザス・ロレーヌ地方のフランスへの返還など、領土の割譲の条項があり、後々の紛争の新たな火種となった。

## 6.2 国連憲章（United Nations Charter）

国連憲章（United Nations Charter）は、前文において「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」、「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進」し、「このため寛容を実行し且つ善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するため」、「力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定により確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いる」として、人権尊重規定を国際社会の平和共存の要として据えている。<sup>(54)</sup> 国連加盟国は人権規定に沿った行動をするが、法的な遵守義務ではなく道義的な努力義務と解し、加盟国に国際的な協調を求めている。<sup>(55)</sup>

- (54) **国連憲章**（United Nations Charter） 前文 We the Peoples of the United Nations Determined to save succeeding generations from the scourge of war, which twice in our lifetime has brought untold sorrow to mankind, and to reaffirm faith in fundamental human rights, in the dignity and worth of the human person, in the equal rights of men and women and of nations large and small, and to establish conditions under which justice and respect for the obligations arising from treaties and other sources of international law can be maintained, and to promote social progress and better standards of life in larger freedom, And for these Ends to practice tolerance and live together in peace with one another as good neighbors, and to unite our strength to maintain international peace and security, and to ensure by the acceptance of principles and the institution of methods, that armed force shall not be used, save in the common interest, and to employ international machinery for the promotion of the economic and social advancement of all peoples, Have

Resolved to Combine our Efforts to Accomplish these Aims Accordingly, our respective Governments, through representatives assembled in the city of San Francisco, who have exhibited their full powers found to be in good and due form, have agreed to the present Charter of the United Nations and do hereby establish an international organization to be known as the United Nations.

(55) 国連憲章 第56条の「pledge」の解釈が分かれる。All Members pledge themselves to take joint and separate action in cooperation with the Organization for the achievement of the purposes set forth in Article 55.

### 6.3 世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)

1948年12月10日国連総会決議は世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) を採択した。国連憲章は人権と基本的自由の尊重を謳うが具体的な規定がない。そこで経済社会理事会は、補助機関の国連人権委員会 (United Nations Commission on Human Rights) に国際人権章典の制定を委嘱した。国連人権委員会は人権の内容を世界人権宣言に具現化した。第1条はすべての人は生まれながらにして自由、平等であるという自然法の人権思想を規定する。<sup>(56)</sup> 第2条は人権および基本的自由をすべての人が平等に有する。<sup>(57)</sup> 第3条から第21条は自由権の基本権、ヨーロッパの市民革命で勝ち取った人権を列挙する。<sup>(58)</sup> 第22条から第27条は社会権の基本権に関する規定、自由主義社会で社会的経済的弱者となった人民に社会福祉国家を要請する人権である。<sup>(59)</sup> 第28条から第30条はこれらの権利、自由が実現可能な国際秩序に対する権利や義務などを規定する。<sup>(60)</sup> 特に自由権の基本権の規定は欧米の人権思想の流れに沿い、国際機関が人権問題に取り組む姿勢を掲げる。

世界人権宣言の趣旨は、加盟国が否かに係わらず、その後の条約、各国の国内法や判決に影響を与えている。例えば1950年の人権および基本的自由の保護のための条約 (ヨーロッパ条約)、1966年の国連人権規約、1965年の人種差別撤廃条約、1979年の女子差別撤廃条約、1989年の児童の権利条約など多数存在する。

世界人権宣言は「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」ではあるが、指針として、方向性を示すのみで法的拘束力はない。そこで1966年「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (国連人権規約A規約、社会権規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (国連人権規約B規約、自由権規約)」、国連人権規約B規約の実施を補う「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書 (国連人権規約B規約選択議定書)」を採択した。この4つの文書を国際人権章典と呼ぶ。

(56) 世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) 第1条 All human beings are born free and equal in dignity and rights. They are endowed with reason and conscience and should act towards one another in a spirit of brotherhood.



- (57) **世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)** 第2条 Everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth in this Declaration, without distinction of any kind, such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status. Furthermore, no distinction shall be made on the basis of the political, jurisdictional or international status of the country or territory to which a person belongs, whether it be independent, trust, non-self-governing or under any other limitation of sovereignty.
- (58) **世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)** 第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。第8条 すべて人は、憲法又は法律により与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たり、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従い有罪の立証があるまでは無罪と推定される権利を有する。何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。第14条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。この権利は、専ら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には援用できない。第15条 すべて人は国籍をもつ権利を有する。何人もほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。第16条 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。婚姻は両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。家庭は社会の自然かつ基礎的な集団単位であり、社会及び国の保護を受ける権利を有する。第17条 すべて人は単独では他の者と共同して財産を所有する権利を有する。何人もほしいままに自己の財産を奪われることはない。第18条 すべて人は思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によりて宗教又は信念を表明する自由を含む。第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えたと否とに係わりなく、情報及び思想を求め、受け及び伝える自由を含む。第20条 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。何人も、結社に属することを強制されない。第21条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。
- (59) **世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)** 第22条 すべて人は社会の一員として社会保障を受ける権利を有し、かつ国家的努力及び国際的協力により、また各国の組織及び資

源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。第23条 すべて人は勤労し職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。すべて人はいかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。勤労する者はすべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ必要な場合には、他の社会的保護手段により補充を受けることができる。すべて人は自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。第24条 すべて人は労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。第25条 すべて人は衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は保障を受ける権利を有する。母と子とは特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は嫡出であると否とを問わず同じ社会的保護を受ける。第26条 すべて人は教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階は無償でなければならない。初等教育は義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は一般に利用できるものでなければならない。また高等教育は能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。教育、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育はすべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。親は子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。第27条 すべて人は自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。すべて人はその創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

- (60) **世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)** 第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律が定めた制限にのみ服する。これらの権利及び自由は、いかなる場合にも国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 参考文献

- 「アメリカ法入門」〔新版〕伊藤正巳、木下 毅 日本評論社 1984年
- 「ハンス・ケルゼン」鶴飼信成、長尾龍一編 東京大学出版会 1998年
- 「法と国家」ハンス・ケルゼン著 鶴飼信成訳 東京大学出版会 2000年
- 「シェースの憲法思想」浦田一郎 勁草書房 1987年
- 「違憲審査の基準」浦部法穂 勁草書房 1994年
- 「国際法概説」〔第4版〕香西 茂、太寿堂鼎、高林秀雄、山手治之著 有斐閣 2001年
- 「世界の人権の旅」川人 博編著 日本評論社 1997年
- 「アメリカ法入門・総論」木下 毅 有斐閣 2000年
- 「入門国際人権法〔訂正〕」久保田洋 信山社 1997年
- 「それぞれの人権 - 暮らしの中の自由と平等 - 」憲法教育研究会編 法律文化社 1998年
- 「現代東欧史 多様化への回帰」ジョセフ・ロスチャイルド著 共同通信社 1999年
- 「現代中国法入門」〔第2版〕木間正道、鈴木 賢、高見澤磨 有斐閣 2000年
- 「憲法訴訟と司法権」佐藤幸治 日本評論社 1984年
- 「憲法」〔第3版〕佐藤幸治 青林書院 1995年

## 人権法の歴史と展開

- 「現代国家と司法権」佐藤幸治 有斐閣 1988年
- 「国家と人権」佐藤幸治 放送大学教材 2000年
- 「日本国憲法と「法の支配」」佐藤幸治 有斐閣 2002年
- 「日本国憲法の論じ方」渋谷秀樹 有斐閣 2003年
- 「現代国際関係学歴史・思想・理論」進藤榮一 有斐閣Sシリーズ 2001年
- 「EU入門」島野卓爾、岡村 暁、田中俊郎編著 有斐閣 2000年 ジュリスト2003年5月1・15日号no.1244
- 「註釈アメリカ合衆国憲法」鈴木康彦 国際書院2000年
- 「国際紛争 理論と歴史」ジョセフ＝S・ナイ著 田中明彦、村田晃嗣訳 有斐閣 2002年
- 「人権の歴史」杉原泰雄 岩波書店 1992年
- 「新・裁判実務体系9名譽・プライバシー保護関係訴訟法」竹田 稔、堀部政男編 青林書院 2001年
- 「インターネットと法」〔第2版〕高橋和之、松井茂記 有斐閣 2001年
- 「ODAと環境・人権」多谷千賀子 有斐閣 1994年
- 「ODAと人間の安全保障」多谷千賀子 有斐閣 2000年
- 「国際人権基準の法的性格」滝澤美佐子 国際書院 2004年
- 「ボン基本法における人間の尊厳について」田口精一 法学研究33巻12号 1960年
- 「英米法総論(上)(下)」田中和夫 東京大学出版会 1980年
- 「言論の自由」vs.「 」立花 隆 文芸春秋 2004年
- 「法学の基礎」団藤重光 有斐閣 1996年
- 「死刑廃止論」第6版 団藤重光 有斐閣 2000年
- 「国際人権の逸脱可能性 - 緊急事態が照らす法・国家・個人」寺谷広司 有斐閣 2003年
- 「憲法判例」〔第4版〕戸松秀典、初宿正典 有斐閣 2003年
- 「図説国際法」〔第2版〕西井正弘 有斐閣 2001年
- 「2003年度版わかりやすい国連の活動と世界」財団法人日本国際連合協会 2003年
- 「フランス法概論(上巻)」野田良之 東京大学出版会 1955年
- 「社会学的国家概念と法学的国家概念」ハンス・ケルゼン晃洋書房 2001年
- 「国際人権法概論」〔第2版〕畑博行、水上千之編 有信堂 1999年
- 「国際法講義 - 現状分析と新時代への展望 - 」〔新版増補〕波多野理望、小川芳彦編 有斐閣大学 双書 1998年
- 「国際関係学講義 新版」原彬久編 有斐閣 2001年
- 「ローマ法」原田慶吉 有斐閣 1996年
- 「人権」樋口陽一 三省堂 1996年
- 「注解法律学全集 憲法 - 」樋口陽一、佐藤幸治、中村睦男、浦部法穂著 青林書院 1994 - 2002年
- 「解説世界憲法集」樋口陽一、吉田善明編 三省堂 2002年
- 「国連法」藤田久一 東京大学出版会 1998年
- 「Introduction to English Law イギリス法(上 & 下)」Philip S. James 矢頭敏也監訳 三省堂 1985年
- 「情報公開法」〔第2版〕松井茂記 有斐閣 2003年
- 「アメリカ憲法入門」〔第4版〕松井茂記 有斐閣 2000年
- 「新版補訂憲法入門」宮沢俊義著 深瀬忠一補訂 勁草書房 2002年
- 「ドイツ法入門」〔改訂第4版〕村上淳一、ハンス・ペーター・マルチュケ 有斐閣 2000年
- 「憲法解釈ノート・〔人権〕」森本精一 法学書院 1996年
- 「国際法 新版」山本草二 有斐閣 1994年
- 「国際法入門」横田洋三編 有斐閣アルマBASIC 1996年
- 「国際機構論」横田洋三編著 国際書院 1998年

- 「人権」報道」読売新聞社編 中央公論新社 2003年  
「入門国際人権法〔訂正〕」久保田洋 信山社 1997年  
「概説フランス法」山口俊夫 東京大学出版会 1991年  
「イェーリング 法における目的」山口迪彦 信山社 1997年  
「イェーリング法学論集」山口迪彦訳著 信山社 2002年  
「ドイツ法概論 」（訂正）」山田晟 有斐閣 1990年 1987年 1989年  
「国際機構の機能と組織」渡部茂己 国際書院 1997年  
Histoire du droit français, 15<sup>éd.</sup>, F.Oliver-Martin, 1925  
Collected Works of Rudolf von Jhering ( 1<sup>st</sup> set of Vols.15 ), ed. By Prof.M.Yamaguchi ; Der Geist der römischen Rechts; Der Kampf um's Rechts; Der Zweck im Recht; Vorgeschichte der indoeuropäer; Die Entwicklungsgeschichte des römischen Rechts; Das Trinkgeld, Scherz und Ernst in der Jurisprudenz; Juris